

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令 { (イ) 第 41 条 { 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの (ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋（ 年 月 日 (ハ) 新築 (ニ) 取得
がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	東白川郡棚倉町大字 字
申請者の氏名	
家屋の所在地	東白川郡棚倉町大字 字

証第 号

年 月 日

棚倉町長 宮川 政夫

住宅用家屋申請書

租税特別措置法施行令 { (イ) 第 41 条 { 特定認定長期優良住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの (ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋（ 年 月 日 (ハ) 新築 (ニ) 取得
がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

年 月 日
棚倉町長 様

住所
申請者 氏名 印

所 在 地	棚倉町大字
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申 請 者 の 居 住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床 面 積	1 階 m ² 2 階 m ²
構 造	
区分建築の耐火性能	